

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	災害対応待機宿泊契約
2 業 者 名	(株)三井不動産ホテルマネジメント
3 随意契約理由	
<p>本業務は、勤務時間外に大規模災害が発生した場合、迅速、かつ、適切に本社に災害対策本部を立ち上げて初動活動が行えるように、本社近傍にて宿泊待機場所を確保するため契約締結するものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、次の ~ が契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>宿泊施設は本社近傍であること。</p> <p>同施設は新耐震基準を満たし、災害時の災害リスクを避けるため大阪市が定めるハザードマップ上の浸水地域外、かつ、大規模火災が発生した際にも延焼しにくい地域であること。</p> <p>同施設は室内に情報収集するための作業スペース（広さ）を有すること。</p> <p>宿泊料は一定の合理性を有していること。</p> <p>三井ガーデンホテルプレミアは、平成 26 年開業、中之島地域内に位置し本社からも 300m 程度しか離れておらず、極めて近傍の宿泊施設である。同施設は建築基準法上の新耐震基準、かつ、耐震構造を有する建物であるとともに、室内にデスク付きの作業スペースを有する。</p> <p>また、同施設が位置する中之島地域は、大阪市が定める「ハザードマップ」上の淀川の氾濫、内水氾濫、南海トラフ巨大地震による津波浸水地域外であること、また、同市が定める「広域避難場所」として、大規模火災が発生し延焼拡大時の避難先に指定されており、水害、火災等の災害リスクを可能な限り排除した地域である。</p> <p>これらのことを総合的に勘案した結果、三井ガーデンホテルプレミアを宿泊施設として選定したものであり、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定に基づき、三井ガーデンホテルプレミアを運営・管理する株式会社三井不動産ホテルマネジメントを契約相手方として随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。</p>	